

事務連絡
令和7年8月5日

各事業者様

四日市市上下水道局

下水道管路等内作業における安全確保の徹底について

令和7年8月2日（土）、埼玉県行田市において、大規模下水道管路を対象とした全国特別重点調査の実施中に委託事業者の作業員4名が死亡する事故が発生しました。

下水道管路内の作業は、急な流水の増加、酸素欠乏、硫化水素中毒、墜落等の危険が常に存在します。

下水道管路内作業を行う場合においては、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）、「下水道維持管理指針 総論編マネジメント編—2014年版—」（平成26年9月（公社）日本下水道協会）第3章第4節「管路施設の労働安全衛生対策」及び「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月、下水道管きょ内作業安全管理委員会）等に基づき、下水の流況の確認、管路内の硫化水素や酸素濃度の測定・換気、転落防止の安全帯等の保護具使用、緊急時救出用の呼吸器等の準備など、下水管路内の作業環境を踏まえた作業者の基本的な安全確保対策を徹底し、何よりも安全対策を最優先していただくようお願いいたします。